

別表

利用できる病状の範囲

1 感染症の場合の利用

- (1) 感染症の利用は、急性期を過ぎ回復状態になった場合とします。
- (2) 感染症での利用は申し込み順としますが、種類の違う感染症が重なった場合及び子どもの症状によっては、利用できない場合もあります。

病名	病後児保育の目安
麻疹	解熱後3日を経過しているが、集団保育に不安のある場合
風疹	発熱（体温が37.4度以上あることをいう。以下同じ。）がなく発疹出現後、3日以上経過している場合
水痘	新しい水泡の出現がおおむね見られず、 ^か 痂皮化が始まっている場合
流行性耳下腺炎	発熱がなく両耳下の腫脹がほぼ消失し、食事の摂取が可能な場合
溶連菌感染症	適切な抗生物質投与がなされ、解熱し状態が安定している場合
突発性発疹	解熱し、診断が確定している場合
ヘルパンギーナ	解熱し、食事摂取可能な場合
とびひ	適切な治療がなされ、ほぼ軽快（発熱がなく状態が良い。）している場合
百日咳	特有のレプリーゼ（独特の咳）が減少し、状態が良い場合
流行性結膜炎	リンパ腺膨張が始まっている場合（発病後1週間がめやす。ただし、流涙、眼痛又は眼脂を発症しているときは除く。）
急性出血結膜炎	眼脂がなく、結膜下出血が消退している場合（発病後1週間がめやす。）
咽頭結膜炎 （プール熱）	解熱し、結膜充血が減弱している場合
急性上気道炎	発熱・咳そうが著明でなく、状態が安定している場合
乳児嘔吐下痢症 （腸管感染症）	嘔吐がなく、かつ、下痢症状が軽快傾向にある場合
インフルエンザ	発熱がなく、感染のおそれがない場合

2 外傷

骨折、縫うようなけがでも医師連絡票がある場合とします。

3 耳鼻科

医師連絡票がある場合とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、利用できません。

(1) 熱の場合

38度以上の熱があるとき。

(2) 嘔吐・下痢・胃腸障害の場合

現状の給食の中で対応できる範囲については利用できますが、激しい腹痛、頻繁に起こる下痢若しくは嘔吐又は特別な病児食献立が必要なとき。